

## お願い

通常総会で定款変更を検討中の会員組合様におかれましては、申請手続きがスムーズに行えるよう総会に諮る前に中央会にご相談下さいますようお願いいたします。

## 中央会指導相談室

### 全国健康保険協会の支部長の募集について

平成20年10月、中小企業等の従業員とその家族(約三千六百万人)が加入する健康保険を運営する法人として、新たに全国健康保険協会が設立されます。協会は、健康保険法に基づき設立される保険者(非公務員型の法人)であり、民間企業等のノウハウを積極的に導入し、被保険者サービスの向上や業務改革に積極的に取り組んでいくこととしています。

また、本部のほか、都道府県ごとに支部を設け、地域の事業主・被保険者のご意見を踏まえ、被保険者等に対して保険給付や生活習慣病の予防など地域の実情に応じた事業展開を行っていくこととしています。

このように協会は都道府県単位で保険者機能を十分に発揮していくことが期待されており、各支部の運営の責任者である支部長の役割は極めて重要です。

協会の設立に当たり、地域の経済界において企業の経営やマネジメントの経験を有し、支部の運営に関してリーダーシップが期待で

きる方を協会の支部長として募集します。

### 1. 募集内容

- ① 職種：支部長(支部の運営の責任者として支部を統括)
- ② 応募要件(人物像)：地域の経済界において、企業の経営やマネジメントについて十分な経験を有するとともに、健康保険事業の推進に関して理解と熱意を有し、支部の運営に関してリーダーシップが発揮できる者であつて、地域の事業主・被保険者から信任が得られる者、年齢は問わない。
- ③ 契約期間：有期(3年以内、更新可)
- ④ 勤務地：各都道府県支部(県庁所在地)
- ⑤ 採用予定日：平成20年10月1日
- ⑥ 給与：勤務経験、能力、実績等を考慮し、協会の規程に基づき決定
- ⑦ 諸手当：役職手当、通勤手当、扶養手当、単身赴任手当等
- ⑧ 昇給・賞与：昇給年1回(7月)賞与年2回(6月、12月)
- ⑨ 社会保険等：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- ⑩ 勤務時間：1日8時間(勤務場

所等により始業・終業時間が異なる。)

### 2. 応募方法

- ① 休日・休暇：原則として完全週休2日制(土・日)、祝日、年末年始、年次有給休暇等
- (1) 応募方法：次の書類を下記「応募・問合せ先」に、ご郵送ください。(応募期限：平成20年1月15日必着)
- ① 履歴書：市販の履歴書に写真を貼付の上、学歴、職歴、資格、希望の勤務地を記入してください。
- ② 職務経歴書：適宜様式に、担当した業務内容等が分かるよう具体的に記入してください。
- (2) 選考書類選考の上、面接を実施します。

### 【応募・問合せ先】

全国健康保険協会  
設立委員会事務局  
〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省内  
電話：03(5253)1111  
(内線3183、3184)  
問合せ専用メールアドレス  
kenpokyoukai@nhlwg.go.jp

### 事業主の皆さん パートタイム労働法が変わります!

パート労働者がある能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。(平成20年4月1日施行)

- ① 雇入れの際には、労働条件を文書などで明確してください。
- ② 雇入れ後、待遇の決定にあたって考慮した事項を説明してください。

### 【説明義務が課される事項】

- ① 労働条件の文書等、就業規則の作成手順、待遇の差別的取扱禁止、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換を推進するための措置
- ② パート労働者の待遇はその働き方や貢献に応じて決定してください。
- ③ パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスをととのえてください。

### 【問合せ】

詳しい資料をお送りします。  
資料のご希望、お問合せは  
千葉労働基準局雇用均等室へ  
電話：043-221-2307